

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

滋賀県醒井養鱒場の使用料の額および利用料金の上限額について、平成 26 年 4 月の改正以来、今年の 4 月で 5 年が経過し、適正な受益者負担をいただくこと、また、今年 10 月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることを踏まえ、見直しを行い、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 50 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定する。(別表関係)

対 象	現 行	改 定 後
小・中学生（個人）	無 料	無 料
高校・大学生（個人）	3 0 0 円	3 2 0 円
大 人（個人）	5 0 0 円	5 4 0 円
県外の小・中学校の児童・生徒 を引率する教職員	3 5 0 円	3 8 0 円

(2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

【参考】平成 29 年度（4～10 月） 醒井養鱒場観覧入場者数

単位：人

区 分	平成 29 年度 (年 間)	平成 29 年度 (4～10 月) A	平成 30 年度 (4～10 月) B	対前年度比較 B－A
有料入場者数	26,312	20,949	23,028	2,079
無料入場者数	16,120	14,003	14,748	745
合 計	42,432	34,952	37,776	2,824

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表（第4条、第10条関係）			本則および付則 省略 別表（第4条、第10条関係）		
	区分	金額		区分	金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 300 円	個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 320 円
	その他の者	同 500		その他の者	同 540
団体	30人以上の団体については、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。		団体	30人以上の団体については、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。	
	区分	率		区分	率
	30人以上300人未満の場合	100分の20		30人以上300人未満の場合	100分の20
	300人以上の場合	100分の30		300人以上の場合	100分の30
	教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）	100分の30		教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）	100分の30

注1から注3まで 省略

- 4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき350円とする。

注1から注3まで 省略

- 4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき380円とする。